

暮らしのお知らせ

問 問い合わせ 申 申し込み
 名 名寄庁舎 (☎01654 2111)
 風 風連庁舎 (☎01655 2511)

障害者(児)にハイヤー券を交付します

市内に居住する障害者(児)が病院の通院などのため、市内全域で利用するハイヤーの一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳1級又は2級の方 視覚、体幹、下肢障害、又は腎臓機能障害により、身体障害者手帳3級の方
 療育手帳を有する方で、障がい程度がAである知的障害者の方

申請に必要なもの 印鑑
 身体障害者手帳または療育手帳
 交付開始日 4月2日(月)

重度視力障害者の電話料基本料金を助成します

対象者 身体障害者手帳1級(視力障害者)の方で本人が世帯主又は障害者本人契約の電話を設置している方

申請に必要なもの 315円分の普通為替(郵便局で購入できます。) 自宅の住所や氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒 印鑑

手続き場所 ともに障害福祉課障害福祉係

問 障害福祉課障害福祉係
 名 2階(内線3242)

風 障害福祉課福祉係
 1階(内線111)

移動窓口

夜間納税窓口

(17:15~19:30)
 と き 4月25日(水)
 と ころ 名寄庁舎2階 税務課納税係

パスポート移動窓口

(11:00~14:00)
 と ころ 名寄庁舎3階会議室
 と き 4月11日(水)
 と き 4月25日(水)

社会保険事務相談窓口

1日目) 13:00~16:30
 2日目) 9:00~11:30
 商工会議所会場
 と き 4月12日(木)
 13日(金)
 市役所会場(名寄庁舎1階)
 と き 4月26日(木)
 27日(金)

手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座のご案内

手話奉仕員養成講座

と き 5月7日、11月29日の
 毎週月・木曜日の週2回、19時~20時30分

要約筆記奉仕員養成講座

と き 5月16日、10月17日の
 毎週水曜日、19時~21時

【両講座共通事項】

と ころ 市総合福祉センター

募集定員 25人

定員になり次第締め切ります。

受講条件 18歳以上の方

受け付け期間 4月25日(火)まで

名 2階(内線3241・3242)

名 問	と き	時 間	と ころ
(市役所社会福祉課庶務係) 2階(内線3221)	4月9日(月)	10:30~16:00	西條(株)名寄店前
	4月10日(火)	10:30~16:00	市役所名寄庁舎前
	4月11日(水)	10:30~12:30	名寄河川事務所前
		13:30~16:00	名寄信用金庫本店前
	4月12日(木)	10:30~11:30	旭川日産自動車(株)名寄店前
		11:45~12:35	北電(株)名寄電力所前
4月27日(金)	10:30~16:00	市立総合病院前	
	4月27日(金)	10:30~16:00	市立大学前

献血にご協力ください

暮らしのリサイクル (10:00~16:00)

名寄消費者協会 ☎01654 5630
 毎週水曜日は定休日
 不用になった家庭用品などを紹介
 します。お気軽にお電話ください。

- ゆずります
- スキーウェア
 - 東中女子制服
 - 雛人形
 - 炊飯ジャー(5.5合)
 - ランニングマシン
 - エアバイク
- ゆずってください
- ベビー用品
 - ・おくるみ
 - ・おんぶひも
 - 新生児・ベビー用衣類
 - 中学男子制服上着
 - ストーブガード
 - 手話辞典
 - 2段ベッド

4月1日から児童手当制度が拡充されました

4月1日から児童手当制度が拡充され、3歳未満の乳幼児の養育者に対する額は、第1子及び第2子について倍増され、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

問 社会福祉課児童福祉係
 名 2階(内線3227)

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

第1子・第2子

(改正前) 月額 5,000円

(改正後) 月額10,000円
 (倍増)

第3子以降

月額10,000円(現行どおり)

3歳以上(現行どおり)

第1子・第2子

月額 5,000円

第3子以降

月額10,000円

みんなの国民年金

平成19年度の国民年金保険料は、月額1万4100円です。一定期間分まとめて納めたり、口座振替にしたりすると割引制度が適用され、お得です。学生の方は、学生納付特例を申請することで、在学期間中の保険料を猶予されます。今年度の受け付けを開始しましたので、市民課年金老人保健係へ申請してください。納付が困難な方のために、申請により全額または一部が免除される制度もありますので、ご相談ください。

問 市民課年金老人保健係
名 1階(内線3119)
風 1階(内線119)

奨学金並びに修学資金に係る利子補給制度

対象者 高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校・専門課程に進学、在学中の方 親、またはこれに代わるべき方が名寄市民であること
と 独立行政法人日本学生支援機構の有利子奨学金の貸付けを受けた方、国民生活金融公庫・民間金融機関の修学資金の貸し付けを受けた方で、規則で定める選考基準により選考された方
と 独立行政法人日本学生支援機構構成員は、無条件で利子補給対象者となります。

算出基準額
 高等学校在学者 12万円に修業年限を乗じた額
 高等専門学校在学者 18万円に修業年限を乗じた額
 専修学校(専門課程)、また

申・問 教育委員会
 学校教育課総務係
名 3階(内線3379)

点訳奉仕員養成講座会開催のお知らせ

あなたの30分を視覚障害の方のために役立てていただけませんか?

とき
 4月27日(金)10時~11時30分
 とこ 市総合福祉センター
 2階点訳室
 持ち物 筆記用具
 受講料 無料

申 市総合福祉センター
 申込み 4月25日(水)
 ☎01654 9862
 または
 田原宅 ☎01654 4602
 森川宅 ☎01654 4407

自衛隊幹部候補生を募集

種目 一般・技術幹部候補生 歯科幹部候補生 薬剤幹部候補生
応募資格 22歳以上26歳未満(大学院修士学位取得者は28歳未満) 20歳以上30歳未満 20歳以上26歳未満
見込みを含む) は専門の大学卒(卒業募集期限 5月11日(金))
試験日 5月19日(土)・20日(日)
20日は の飛行要員のみ

申 自衛隊旭川地方協力本部名
 寄出張所(西1南9)
 ☎01654 3921

受験の申し込みは、市役所名寄庁舎3階企画課でも対応いたします。

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険加入者で70歳未満の方が入院したとき、自己負担分(医療費の3割または2割)を全額負担し、後日申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されていますが、4月からは入院時に窓口で支払う金額が、自己負担限度額で済むようになりました。適用を受けるには、「限度額適用認定証」の交付を受ける必要がありますので、入院する前に必ず申請してください。

ただし、保険税の納付状況によって交付することができない場合もあります。詳しくは、市民課国保係までお問い合わせください。

ヒグマ注意特別月間(春期)のお知らせ

注意特別月間
 4月7日~5月13日

これから雪解けが進み、山菜取りなどで入山する方が多くなります。

この時期は、ヒグマが冬眠から目覚め、空腹のため食物を探し山を徘徊しますので、山菜採りなどで入山する方は、十分に注意してください。



問 市民課国保係
名 1階(内線3114・3115)
風 1階(内線120)

無料相談窓口

..... 市民相談室

ところ 名寄市民会館1階(大通北1)
申込・問 01654 2111(内線3616)

市民相談 9:00~16:00

とき 月~金曜日

無料法律相談 11:00~

とき 4月15日(日)

5月6日(日)

事前予約が必要です

行政相談 13:00~16:00

とき 4月12日(木)

5月10日(木)

結婚相談

とき 第1金曜日 17:30~19:00

その他の金曜日 13:00~15:00

消費者相談 9:00~16:00

とき 月~金曜日

ところ 市民会館2階

消費者センター

☎ 01654 3575

労働相談 8:45~17:15

とき 月~金曜日

ところ 名寄庁舎3階

産業振興課労働相談所

☎ 01654 2111

人権相談 8:30~16:30

とき 月~金曜日

ところ 旭川地方法務局名寄支局

☎ 01654 2349

心配ごと相談(24時間)

とき 月~金曜日

ところ 総合福祉センター

☎ 01654 3968

精神障害者生活相談

(酒害相談も) 13:00~15:00

とき 毎月第3木曜日

ところ 総合福祉センター

☎ 01654 3968

教育相談ハートダイヤル

9:00~17:00

とき 月~金曜日

ところ 女性児童センター

☎ 01654 1000

年金無料相談 13:30~15:00

とき 4月18日(水)

ところ 風連庁舎1階相談室

年金相談・資格確認については無料ですが、各種申請の手続きは有料となります。

固定資産の縦覧・閲覧が始まります

縦覧は納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できるようにするための制度であり、また、納税義務者本人は課税台帳の閲覧も可能です。縦覧・閲覧できる事項は所在、地目、地積、家屋床面積、価格などです。

縦覧・閲覧場所 市役所名寄庁舎2階税務課課資産税係、市役所風連庁舎1階税務課

縦覧できる方 名寄市内に免税点以上の土地、家屋を所有する納税義務者、納税管理人に限ります。本人確認ができるもの(免許証・納税通知書など)をご持参ください。

縦覧期間 4月2日(月)~5月31日(木)9時~17時

土・日、祝日を除く。
問 税務課課資産税係
名 2階(内線3204・3205)

都市計画税課税区域の縦覧(風連地区・名寄地区の一部)

市の都市計画税課税区域が決まり、従来の都市計画課税区域に加え、風連地区及び名寄地区の一部は、新たに都市計画税が課税されます。

固定資産税の縦覧に合わせて

新しく課税区域になった地区の縦覧を行いますので、ご確認ください。

風連地区
名寄地区の大橋、徳田、豊栄
地区の都市計画事業整備済区域

違反建築物などの防止について

市内では建築シーズンの時期となってきましたが、建築物などを建築する場合は工事を着手する前に建築確認申請書を提出して、法令の規定に適合するかどうか、建築主事の確認を受けなければ建築することができません。

最近、無届けによる建築行為で処罰の対象となるケースが増えつつありますので、十分ご注意ください。申請書作成にあたりましては、工務店や販売店などに相談ください。

床面積が10㎡を超える建築物(市販の物置、車庫、ガレージなどもすべて対象となります。)ただし、準防火地域内は面積に関わらず申請書の提出が必要となります。

高さが4メートルを超える屋外広告物などの工作物。

最近、スチール製の車庫などは、確認申請の手続きが不要と称して販売する悪質な業者がいますので、十分ご注意ください。詳細は、左記までご連絡ください。

建設リサイクル法の届出などについて

建築物などを解体する場合、80㎡以上を対象に事前(工事着手日の7日前まで)の届出が義務づけられています。また分別解体や解体材の再資源化なども義務づけられています。無届けの解体やミンチ解体は処罰の対象となりますので十分ご注意ください。

問 建築課建築指導係
名 2階(内線226)

新入学期の交通安全運動



4月5日(木)~14日(土)

ご寄付

ありがとうございました

地域振興・消防活動のために
山田和子さん